

京都府ネーミングライツパートナーシップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府の施設等の愛称を決定する権利を事業者が取得することにより、事業者の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、府の新たな財源を確保し、事業者とのパートナーシップにより、府の施設等の魅力向上、地域経済活動の活性化及び府財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてネーミングライツとは、府の施設等について、府条例、規則等に定める名称に代えて使用する愛称を決定する権利をいう。

(基本的な考え方)

第3条 命名の対象となる府の施設等を所管する本庁各部及び地方機関の長（以下「部長等」という。）は、府の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法によりネーミングライツに係る事業等を実施するとともに、命名の対象となる府の施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性又は事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(契約を行わない事業等)

第4条 ネーミングライツに係る契約の相手方であるネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）については、京都府広告取扱要綱及び京都府広告取扱基準に適合する事業及び事業者でなければならない。

(愛称の表記方法)

第5条 ネーミングライツに基づき、パートナーが決定する愛称の表記方法は、京都府広告取扱要綱及び京都府広告取扱基準に適合するものでなければならない。

(パートナーの募集)

第6条 部長等は、募集施設、予定価格及び契約期間等の募集条件、応募方法、選定方法並びにその他パートナーの募集について必要な事項を定め、原則として公募により事業者を募集する。

(審査等)

第7条 部長等は、事業者からの提案について、応募者の適格性、地域貢献の内容、愛称の親しみやすさ、応募金額等を考慮し、審査を行う。

2 部長等は、前項の審査に当たっては、外部有識者等に企画提案の内容についての意見を聴取することができる。

(意見聴取会)

第8条 パートナーの企画提案に係る意見を聴取するため、意見聴取会を設置する。

2 意見聴取会の設置については、別に要綱を定めることとする。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、京都府総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

(平成31年4月1日一部改正)